

平26福情答申第10号

平成27年 3月10日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年6月6日付け総人第230-1号及び平成26年7月3日付け総人第345-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成24年度の地方公務員法による懲戒処分(分限含む)に関する文書」及び
「平成25年度の地方公務員法による懲戒処分(分限含む)に関する文書」の
一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「平成24年度の地方公務員法による懲戒処分（分限含む）に関する文書」（以下「本件対象文書①」という。）について福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定①」という。）及び「平成25年度の地方公務員法による懲戒処分（分限含む）に関する文書」（以下「本件対象文書②」という。）について実施機関が行った一部公開決定（以下「本件決定②」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った平成26年3月18日付けの本件決定①及び同年5月15日付けの本件決定②（以下「本件各決定」という。）を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成26年3月12日に本件対象文書①についての公開請求を、平成26年5月2日に本件対象文書②についての公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、条例第11条第1項の規定により、平成26年3月18日に本件決定①を、平成26年5月15日に本件決定②を行い、その旨を異議申立人にそれぞれ通知した。
- (3) 平成26年5月9日、異議申立人は、本件決定①について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。
- (4) 平成26年6月6日、異議申立人は、本件決定②について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、2件の異議申立書において、次のように主張している。

- (1) 職員コードについては、実施機関は職員の個人情報であると説明しているが、公開された文書を見る限りでは、多くても英数字2、3文字程度と推定され、これだけで個人を特定できる情報ではないと考える。
- (2) 年齢等についても、不祥事を起こした職員の報道記事においては、一般的に、年齢が付されるのが通例であり、年齢だけでは個人情報とまではいえないのではないかと思われ、また、所属及び役職名ないし氏名についても、既に報道されているものが非公開となっているケースもあり、これを実施機関が公開しないのは不当である。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成26年7月30日付け弁明意見書及び同年11月26日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件各決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件各対象文書について

本件対象文書①及び本件対象文書②（以下「本件各対象文書」という。）である「地方公務員法による懲戒処分(分限含む)に関する文書」としての懲戒処分一覧表及び分限処分一覧表(以下「処分一覧表」という。)は、実施機関において実施した地方公務員法に基づく懲戒処分等に関し、処分年月日、被処分者の氏名、職員コード、年齢、所属、処分の程度及び備考(事件の内容)をまとめた文書である。

(3) 処分庁が本件各非公開決定処分を行うに至った理由

ア 条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する

ことができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。このうち、ただし書のアは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と定めている。

イ 本来、個人に関する情報については、個人のプライバシーに係るものを非公開とすべきものと考えられるが、プライバシーの具体的内容は、法的にも、また社会的にも必ずしも明確ではないため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて保護すべきとの趣旨から、第1号は、特定の個人が識別できる可能性のある情報は、一定の例外を除いて、非公開としているものである。

ウ そこで、本件について当てはめてみると、処分一覧表は、職員に対してなされた懲戒処分等の身分取扱いに係る情報(いわゆるセンシティブ情報)を記録した文書であり、その内容には氏名、所属等が含まれ、特定の個人を識別できるものであることから、原則的に、非公開として取り扱われる情報で構成された文書と解される。しかしながら、処分一覧表のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、これを公開したとしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと考えられるため、氏名、職員コード(職員の一人ひとりに割り振られた職員固有の番号であり、個人を識別することが可能となる情報)、年齢、所属及び役職名の一部を除き、公開することとしたものである。

エ なお、懲戒処分の公表時において、一旦は被処分者の年齢、所属、役職名あるいは氏名等を明らかにする場合もあるが、これは報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に応答するに際して、公益性や事案の重大性から、特定の個人情報を提供することが特に必要と判断される場合に限り公表しているものであって、第1号ただし書のアに規定される「慣行として公にされている情報」には該当しない。同様に、過去の報道等において、一旦は被処分者の年齢、所属、役職名あるいは氏名等が明らかにされた事情があったと

しても、そのことのみをもって、第1号ただし書のアに規定される「慣行として公にされている情報」に該当するとは解されない。仮に、懲戒処分の公表ないしは過去の報道等において、一旦は被処分者の年齢、所属、役職名あるいは氏名等が明らかになったという事情が認められる場合を、一律に「慣行として公にされている情報」と解するのであれば、将来にわたって、センシティブ情報を含んだ個人情報公表され続ける結果となり、妥当ではない。

よって、実施機関は、センシティブ情報を含んだ個人情報の取扱いには細心の注意が必要であることも踏まえ、処分一覧表のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の「氏名、職員コード、年齢、所属及び役職名の一部」を非公開としたものである。このことは、公開を原則とする情報公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報は、基本的人権の尊重という観点から最大限に配慮すべきであり、正当な理由なく公にしてはならないことを明らかにした条例第3条の趣旨にも合致する。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

- (1) 本件公開請求において、実施機関は、平成24年度、平成25年度それぞれにつき、実施機関で行った懲戒処分等の一覧表を対象文書として特定している。
- (2) 本件各対象文書には、当該年度に実施機関で行われた懲戒処分等について、処分年月日、処分者の氏名、職員コード、年齢、所属、処分の程度と備考として処分の原因等が記されていることが認められる。
- (3) 実施機関は、本件各対象文書のうち氏名、職員コード、年齢、所属及び役職名の一部については条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するとして、被覆したうえで公開していることが認められる。

2 条例第7条第1号該当性について

以下では、実施機関が非公開とした部分について、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するか否かについて検討を行う。

(1) 条例第7条第1号について

まず、条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のアは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 職員の懲戒処分等に関する情報について

懲戒処分等のうち懲戒処分は職員が地方公務員法等の法令の規定に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは義務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合になされる処分であり、分限処分は職員が刑事事件に関し起訴された場合など一定の事由によってその職責を十分に果たすことが期待できない場合になされる処分であるが、ある個人がこれらの行為をした事実及びそれに対して懲戒処分等がなされた事実は、第1号の個人に関

する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に当たる。また、この情報は、当該職員の身分取扱い上の処遇に関する情報であり、第1号ただし書のウの職務の遂行に係る情報には当たらないものと解すべきである。

(3) 第1号該当性について

以下、実施機関が非公開とした部分の個別判断を行う。

ア 職員の氏名については、懲戒処分を受けた特定の職員を識別することができる情報に当たり、前記(2)の判断のとおりである。

イ 職員コードについては、職員一人ひとりに対し人事管理の目的で割り振られる五桁の固有の番号で、懲戒処分を受けた特定の職員を識別することができる情報に当たり、前記(2)の判断のとおりである。

ウ 年齢、所属及び役職名の一部については、職員名簿等他の情報と照合することにより、懲戒処分等を受けた職員を識別することができることとなる情報に当たり、前記(2)の判断のとおりである。

エ しかしながら、そのうえで、異議申立人は、氏名その他の情報につき、過去に報道がなされていることをもって、公知の情報である旨主張しているので、以下、そのような場合に、第1号ただし書のアに該当するかどうかを判断することとする。

(4) 第1号ただし書ア該当性について

当審査会が確認したところ、実施機関が懲戒処分を行った際は、「懲戒処分の指針」（第4 懲戒処分の公表）を根拠として、懲戒処分の公表時（当該公表に関して報道機関からの取材に応答する際を含む。）に、公益性や事案の重大性の観点から、特定の個人情報を提供することが特に必要と判断したときは、被処分者の年齢、所属、役職名あるいは氏名等を明らかにする場合があることが認められた。その一方で、実施機関が特定の個人情報を公表したとしても、以後に個別の公表は行っていないことが認められた。

よって、審査会としては、仮に、実施機関が懲戒処分の公表時に被処分者の年齢、所属、役職名あるいは氏名等を公表し、それらの情報が報道された事実

があったとしても、懲戒処分の公表時点において行政として説明責任を果たすために行っているものであり、その後は、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報ではないことからすると、そのことをもって、第1号ただし書のアに規定される「慣行として公にされる情報」に該当するとは解されないと判断するものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分については、第1号本文に規定する非公開情報に該当するものと認められる。

以上により、本件各決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------|---------------|
| 平成26年7月3日 | 実施機関が審査会に諮問 |
| 平成26年7月30日 | 実施機関が弁明意見書を提出 |
| 平成26年10月21日（第2部会） | 審議 |
| 平成26年11月26日（第2部会） | 実施機関より意見聴取 |
| 平成26年12月10日（第2部会） | 審議 |
| 平成27年1月27日（第2部会） | 審議 |

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，勢一智子，錦谷まり子，井上禎男